

事業分類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト <input type="checkbox"/> ハード <input type="checkbox"/> 必需	公的関与	6	作成日	30年6月29日
------	--	------	---	-----	----------

事務事業名	空家等対策経費			シート作成部署	
-------	---------	--	--	---------	--

総合計画上の位置付け	基本施策	1 安全・安心なまち	課名	建設課	係名	都市計画係	
		1-2 住みやすいまちをつくる	シート作成者				
	施策	1-2-1 市街地・居住環境の整備	予算費目	会計	一般		
		②良好な住宅地の形成		款	8		
主要施策		項		4			
		目		2			

個別計画名	東員町空家等対策計画				
-------	------------	--	--	--	--

住民との関わり	住民の自主活動に対する支援（「場」の提供、資金援助、情報提供）				
---------	---------------------------------	--	--	--	--

事業の対象・目的・内容	対象（誰を、何を）	目的（どういう状態にしたいのか）
	町内の空家	空家の適正な管理が行われ、また空家利用希望者が利活用できていく状態
	事業内容（どのような方法で、何を行うのか）	
東員町空家等対策計画に基づき、実態把握（定期的な空家等調査・所有者等への意向調査）、発生抑制・適正管理（所有者等への啓発、適正管理の促し）、利活用（空き家・空き地情報バンク制度の充実）を行う。		

事業期間	昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 年度 ~ 平成 年度（ 年間） <input checked="" type="checkbox"/> 期間設定なし
------	--

根拠法令・要綱等	空家等対策の推進に関する特別措置法 東員町空家等の適正管理の手続きに関する要綱		
----------	--	--	--

		平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（予算）	
全体事業費（千円）A+B			169	3,608	
財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特定財源				
一般財源			169	1,232	
直接事業費（千円）A			169	1,232	
人件費（千円）B				2,376	
内訳	一般職員（人・千円）	人	人	0.36人	2,376
	臨時職員（人・千円）	人	人	人	0

成果指標	成果指標名	単位	29年度		30年度	31年度
			目標	実績	(目標)	(目標)
			①	空き家・空き地情報バンク制度登録件数	件	
②						
③						

説明	空き家利用希望のニーズは一定数あるが、近年登録件数がなく活用されていない状況である。空き家を利活用し、空き家期間を少なくすることが重要であることから成果指標とする。					
----	--	--	--	--	--	--

事業名	空家等対策経費	シート作成課	建設課
-----	---------	--------	-----

一次評価者	建設課長	二次評価者	建設部長
-------	------	-------	------

評価項目の説明	チェック項目		一次の評価又は説明		
	一次	二次			
<b>必要性</b>	1. 事業開始時の目的を概ね達成するなど実施意義が低下している。 2. 社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化してきている。 3. 利用者、対象者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。 4. 住民ニーズを上回るサービス提供となっている。 5. 国や他市町と比較するとサービスの対象や水準を見直す余地がある。 6. 国や県のサービスと重複している。 7. 民間のサービスと競合している。 8. 厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	適正な空家の維持管理が行われることにより、良好な景観維持につながります。	
<b>有効性</b>	1. 施策の目的を実現するために、事業内容が必ずしも適切とはいえない。 2. 施策への貢献度が著しく高いとはいえない。 3. 施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。 4. 事業の継続をしても成果の向上が期待できない。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	維持管理が不十分な空家等を改善し、増加させないためにも有効です。	
<b>達成度</b>	1. 事業開始時の目標設定に比べて進捗状況が劣っていると思う。 2. 事業開始時の目標に比べて成果があまり上がっていないと思う。 3. 概ね目標を達成していると思う。 4. 十分に目標を達成していると思う。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	本町空家等対策計画に基づいた事業を実施しており、概ね目標を達成していますが、空き家・空き地情報バンクの制度の活用については、登録がなく改善が必要です。	
<b>効率性</b>	1. 効果に比べてコストが高い（他市町や類似業務を行う民間に比べて）。 2. 現在の事業実施主体の他に効率的に事業を実施できる主体がある。 3. 他の実施主体のノウハウを活用できる。 4. 他の実施主体を活用しても公平性・公正性等が担保され、行政責任が問われない。 5. 事業実施している人員、手段等の見直しによりコスト削減の余地がある。 6. 電子化等の事務改善によりコスト削減の余地がある。 7. 契約方法の変更などによりコスト削減の余地がある。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	アンケート調査の結果を踏まえ、より実情にあった空家対策を検討し、効率化を図ります。	

**本事務事業の実施適切性の説明**

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家の所有者に対して様々な措置が取られるようになったが、所有者の抱える課題を把握し、関係機関と連携した取り組みが今後必要です。

一次評価	評価	必要性	有効性	達成度	効率性	総合評価	
		4	4	3	4	(8) B (7) D (6) D	(8) A (7) C (6) C
今後の方針		休・廃止		見直し	継続	拡大	
					○		
今後の改革・改善目標	空家等の問題は、所有者等が自らの責任により適正に対応することが前提ですが、現代社会においては、問題が複雑化し、所有者等のみでは解決することが困難にもなっています。今後も、町民・地域・NPO・事業者、行政等が連携し、空家等の対策を進め良好な生活環境維持に努める必要があります。						

二次評価	評価	必要性	有効性	達成度	効率性	総合評価	
		4	4	3	4	(8) B (7) D (6) D	(8) A (7) C (6) C
今後の方針		休・廃止		見直し	継続	拡大	
					○		
コメント	増加する空家に対し、適切な対応を実施することは、良好な生活環境維持及び安全・安心なまちづくりの推進に必要であり、今後も継続的に取り組む必要があります。						

二次評価に対する課の考え方

参画協働の今後の方針	いつから	平成	年度から	1	現在の手段を継続する
------------	------	----	------	---	------------